

環境チェックリスト：19. その他インフラ整備（1）

| 分類 | 環境項目 | 主なチェック事項 | Yes: Y No: N | 具体的な環境社会配慮 (Yes/Noの理由・根拠、緩和策等) |
|-------------|-------------------|--|--------------------------|-----------------------------------|
| 1 許認可・説明 | (1)EIAおよび環境許認可 | (a) 環境アセスメント報告書（EIAレポート）等は作成済みか。 (b) EIAレポート等は当該国政府により承認されているか。 (c) EIAレポート等の承認は付帯条件を伴うか。付帯条件がある場合は、その条件は満たされるか。 (d) 上記以外に、必要な場合には現地の所管官庁からの環境に関する許認可は取得済みか。 | (a) (b) (c) (d) | (a) (b) (c) (d) |
| | (2)現地ステークホルダーへの説明 | (a) プロジェクトの内容および影響について、情報公開を含めて現地ステークホルダーに適切な説明を行い、理解を得ているか。 (b) 住民等からのコメントを、プロジェクト内容に反映させたか。 | (a) (b) | (a) (b) |
| | (3)代替案の検討 | (a) プロジェクト計画の複数の代替案は（検討の際、環境・社会に係る項目も含めて）検討されているか。 | (a) | (a) |
| 2 汚染対策 | (1)大気質 | (a) 対象となるインフラ施設及び付帯設備等から排出される大気汚染物質（硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、媒じん等）は当該国の排出基準、環境基準等と整合するか。大気質に対する対策は取られるか。 (b) 宿泊施設等での電源・熱源は排出係数（二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等）が小さい燃料を採用しているか。 | (a) (b) | (a) (b) |
| | (2)水質 | (a) インフラ施設及び付帯設備等からの排水または浸出水は当該国の排出基準、環境基準等と整合するか。 | (a) | (a) |
| | (3)廃棄物 | (a) インフラ施設及び付帯設備からの廃棄物は当該国の規定に従って適切に処理・処分されるか。 | (a) | (a) |
| | (4)土壤汚染 | (a) インフラ施設及び付帯設備からの排水、浸出水等により、土壤・地下水を汚染しない対策がなされるか。 | (a) | (a) |
| | (5)騒音・振動 | (a) 騒音、振動は当該国の中間等と整合するか。 | (a) | (a) |
| | (6)地盤沈下 | (a) 大量の地下水汲み上げを行う場合、地盤沈下が生じる恐れがあるか。 | (a) | (a) |
| | (7)悪臭 | (a) 悪臭源はあるか。悪臭防止の対策はとられるか。 | (a) | (a) |
| 3 自然環境 | (1)保護区 | (a) サイトは当該国の法律・国際条約等に定められた保護区内に立地するか。プロジェクトが保護区に影響を与えるか。 | (a) | (a) |
| | (2)生態系 | (a) サイトは原生林、熱帯の自然林、生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）を含むか。 (b) サイトは当該国の法律・国際条約等で保護が必要とされる貴重種の生息地を含むか。 (c) 生態系への重大な影響が懸念される場合、生態系への影響を減らす対策はなされるか。 (d) プロジェクトによる水利用（地表水、地下水）が、河川等の水域環境に影響を及ぼすか。水生生物等への影響を減らす対策はなされるか。 | (a) (b) (c) (d) | (a) (b) (c) (d) |
| | (3)水象 | (a) プロジェクトによる水系の変化に伴い、地表水・地下水の流れに悪影響を及ぼすか。 | (a) | (a) |
| | (4)地形・地質 | (a) プロジェクトにより、サイト及び周辺の地形・地質構造が大規模に改変されるか。 | (a) | (a) |

環境チェックリスト：19. その他インフラ整備（2）

| 分類 | 環境項目 | 主なチェック事項 | Yes: Y No: N | 具体的な環境社会配慮 (Yes/Noの理由・根拠、緩和策等) |
|-----------------------|----------|---|--|--|
| 4 社 会 環 境 | (1) 住民移転 | (a) プロジェクトの実施に伴い非自発的住民移転は生じるか。生じる場合は、移転による影響を最小限とする努力がなされるか。 (b) 移転する住民に対し、移転前に補償・生活再建対策に関する適切な説明が行われるか。 (c) 住民移転のための調査がなされ、再取得価格による補償、移転後の生活基盤の回復を含む移転計画が立てられるか。 (d) 補償金の支払いは移転前に行われるか。 (e) 補償方針は文書で策定されているか。 (f) 移転住民のうち特に女性、子供、老人、貧困層、少数民族・先住民族等の社会的弱者に適切な配慮がなされた計画か。 (g) 移転住民について移転前の合意は得られるか。 (h) 住民移転を適切に実施するための体制は整えられるか。十分な実戦能力と予算措置が講じられるか。 (i) 移転による影響のモニタリングが計画されるか。 (j) 苦情処理の仕組みが構築されているか。 | (a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) | (a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) |
| | | (a) プロジェクトによる住民の生活への悪影響が生じるか。必要な場合は影響を緩和する配慮が行われるか。 | (a) | (a) |
| | | (a) プロジェクトにより、考古学的、歴史的、文化的、宗教的に貴重な遺産、史跡等を損なう恐れはあるか。また、当該国の国内法上定められた措置が考慮されるか。 | (a) | (a) |
| | | (a) 特に配慮すべき景観が存在する場合、それに対し悪影響を及ぼすか。影響がある場合には必要な対策は取られるか。 (b) 大規模な宿泊施設や建築物の高層化によって景観が損なわれる恐れがあるか。 | (a) (b) | (a) (b) |
| | | (a) 少数民族、先住民族の文化、生活様式への影響を軽減する配慮がなされているか。 (b) 少数民族、先住民族の土地及び資源に関する諸権利は尊重されるか。 | (a) (b) | (a) (b) |
| | | (a) プロジェクトにおいて遵守すべき当該国の労働環境に関する法律が守られるか。 (b) 労働災害防止に係る安全設備の設置、有害物質の管理等、プロジェクト関係者へのハード面での安全配慮が措置されるか。 (c) 安全衛生計画の策定や作業員等に対する安全教育（交通安全や公衆衛生を含む）の実施等、プロジェクト関係者へのソフト面での対応が計画・実施されるか。 (d) プロジェクトに關係する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか。 | (a) (b) (c) (d) | (a) (b) (c) (d) |

環境チェックリスト：19. その他インフラ整備（3）

| 分類 | 環境項目 | 主なチェック事項 | Yes: Y No: N | 具体的な環境社会配慮 (Yes/Noの理由・根拠、緩和策等) |
|------------------|-----------------|---|--------------------------|-----------------------------------|
| 5 そ の 他 | (1) 工事中の影響 | (a) 工事中の汚染（騒音、振動、濁水、粉じん、排ガス、廃棄物等）に対して緩和策が用意されるか。 (b) 工事により自然環境（生態系）に悪影響を及ぼすか。また、影響に対する緩和策が用意されるか。 (c) 工事により社会環境に悪影響を及ぼすか。また、影響に対する緩和策が用意されるか。 | (a) (b) (c) | (a) (b) (c) |
| | (2) モニタリング | (a) 上記の環境項目のうち、影響が考えられる項目に対して、事業者のモニタリングが計画・実施されるか。 (b) 当該計画の項目、方法、頻度等はどのように定められているか。 (c) 事業者のモニタリング体制（組織、人員、機材、予算等とそれらの継続性）は確立されるか。 (d) 事業者から所管官庁等への報告の方法、頻度等は規定されているか。 | (a) (b) (c) (d) | (a) (b) (c) (d) |
| 6 留 意 点 | 他の環境チェックリストの参照 | (a) 必要な場合、道路、鉄道、橋梁に係るチェックリストの該当チェック事項も追加して評価すること（インフラ施設に関連して、アクセス道路等が設置される場合等）。 (b) 電話線敷設、鉄塔、海底ケーブル等については、必要に応じて、送変電・配電に係るチェックリストの該当チェック事項も追加して評価すること。 | (a) (b) | (a) (b) |
| | 環境チェックリスト使用上の注意 | (a) 必要な場合には、越境または地球規模の環境問題への影響も確認する（廃棄物の越境処理、酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化の問題に係る要素が考えられる場合等）。 | (a) | (a) |

注1) 表中『当該国の基準』については、国際的に認められた基準と比較して著しい乖離がある場合には、必要に応じ対応策を検討する。

当該国において現在規制が確立されていない項目については、当該国以外（日本における経験も含めて）の適切な基準との比較により検討を行う。

注2) 環境チェックリストはあくまでも標準的な環境チェック項目を示したものであり、事業および地域の特性によっては、項目の削除または追加を行う必要がある。